

四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第7号

四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

四日市市職員退職手当支給条例（昭和31年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）第2条に定める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第5項に定める職員及び第28条の4第1項、第28条の5第1項、<u>第28条の6第1項若しくは第2項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員又は四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第 号）第4条の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）第2条に定める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第5項に定める職員及び第28条の4第1項、第28条の5第1項、<u>第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間</p>

(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) (略)

2及び3 (略)

(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) (略)

2及び3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) (略)

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) (略)

5 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、これらの規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) (略)

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) (略)

5 (略)

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部人事課)